

豊橋市小中高特連携教育推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は豊橋市小中高特連携教育推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、豊橋市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「関係学校」という。）における教育活動の連携と系統化をはかり、子どもたちの生きる力を育成することを目的とする。

(協議会の組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 豊橋市教育長及び教育委員
- (2) 東三河高等学校長会が指定する者
- (3) 豊橋市立小中学校長会が指定する者
- (4) 豊橋市教育委員会事務局職員のうち教育長が指定する者
- (5) 豊橋市内の私立中学校及び私立高等学校の代表者

(協議会の事務)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係学校が保有する情報の共有化を図ること。
- (2) 関係学校の児童、生徒及び教諭の相互交流を図ること。
- (3) 小中高特連携教育に向けた調査研究を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか小中高特連携教育に関し必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、教育委員の互選により第3条第1号に掲げる者の中から充てる。
- 3 副会長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副会長の任期が満了した場合は、後任者が選出されるまでの間、会長が指名する者が代理する。
- 6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、会長の職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(分科会)

第7条 協議会に、必要に応じ分科会を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、豊橋市教育委員会事務局内に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年2月4日から施行する。